

豊島区エコアクション 21 認証取得費助成金交付要綱

〔平成21年4月1日
清掃環境部長決定〕

改正 平成22年3月19日

(目的)

第1条 この要綱は、環境省が中小企業などの幅広い事業者向けに策定した環境経営システム「エコアクション21」の認証を取得する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲内で助成することにより、環境に配慮した経営の促進を図り、もって持続可能な社会経済の実現に貢献することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、豊島区内で事業を営み、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、助成対象者が豊島区内に所有する事業所についてエコアクション21の認証を新規に取得するために要した審査費用（交通費・宿泊費及び消費税を除く。以下同じ。）及び認証・登録費用とする。

2 豊島区外に所有する事業所と同時に認証を取得する場合などにおいて、助成対象となる経費と助成対象とならない経費の区分が困難な場合には、従業員数による按分の方法で助成対象となる経費を算出することとする。

(助成額)

第4条 助成額は、助成対象経費の2分の1に相当する額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認証を取得した日から起算して90日以内に助成金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、豊島区長（以下「区長」という。）に対し交付申請をするものとする。

- (1) 認証・登録証の写し
 - (2) 審査及び認証・登録に要した費用の内訳がわかる書類及びこれを支払ったことが確認できる書類の写し
 - (3) 会社概要、組織概要、又はこれに類するもの
 - (4) 環境活動レポート
 - (5) その他区長が必要と認めるもの
- 2 助成金の交付申請の受付期間は、当該年度の4月1日から3月15日（この日が土曜日または日曜日にあたる場合は、その直後の月曜日とする。）までとする。
- 3 補助金の交付申請の受付は先着順に行い、予算の範囲を超えた日をもって申請の受付を停止する。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前条による交付申請のあった内容について、審査の上適当と認めない場合は、助成金を交付しないことを決定し、助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還等)

第7条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
 - (2) この要綱の規定又は助成金の交付条件に違反したとき
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、助成金交付決定取消・返還通知書（別記第4号様式）により通知し、当該取消しに係る部分について既に申請者に助成金が交付されているときは、申請者に対し、その金額及び期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第8条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、申請者から報告を求め、又は自ら調査を実施することができる。

(協力)

第9条 区長は、この要綱による助成を受けて認証を取得した者に対し、必要に応じて認証に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。